

厚生労働省和歌山労働局発表
令和 3 年 12 月 27 日

厚生労働省 和歌山労働局
職業安定部 職業対策課
課 長 海瀬 安彦
課 長 補 佐 森脇 稔
地方障害者雇用担当官 上田 昌史
(電話) 073-488-1161

令和 3 年 障害者雇用状況の集計結果について

～和歌山の民間企業における実雇用率は 2.49%～

和歌山労働局（局長 ^{いけだ} 池田 ^{ますみ} 真澄）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和 3 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業> （法定雇用率 2.3%）

○雇用障害者数は過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は 2,379.5 人、前年より 0.6%（15.0 人）増加
- ・実雇用率は 2.49%、前年より 0.04 ポイント低下（全国第 12 位・近畿第 2 位）
- ・法定雇用率達成企業の割合は 61.1%、前年より 0.5 ポイント低下（全国第 8 位・近畿第 2 位）

<公的機関> （法定雇用率 2.6% 及び 2.5%） ※（ ）は前年の値

○雇用障害者数は対前年を上回る。

- ・ 2.6% の法定雇用率が適用される和歌山県の機関
雇用障害者数は 116.0 人（112.0 人）、実雇用率 2.54%（2.41%）
- ・ 2.6% の法定雇用率が適用される市町村等の機関
雇用障害者数は 352.0 人（327.5 人）、実雇用率 2.54%（2.40%）
- ・ 2.5% の法定雇用率が適用される県及び一定の市町村の教育委員会
雇用障害者数は 187.5 人（174.0 人）、実雇用率 2.38%（2.22%）
- ・ 国立大学法人等（法定雇用率 2.6%）
雇用障害者数は 47.0 人（44.5 人）、実雇用率 2.91%（2.79%）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は 2,379.5人で、前年より15.0人（対前年比0.6%）増加した。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は 1,378.0人（対前年比1.29%減）、知的障害者は 659.5人（対前年比±0）、精神障害者は342.0人（対前年比10.7%増）と精神障害者のみが大きく伸びた。
- ・ 実雇用率は2.49%（前年は2.53%）、法定雇用率達成企業の割合は61.1%（前年は61.6%）といずれも低下した。

〔総括表 1、詳細表 1 (1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5～100人未満規模企業で718.5人（前年は45.5～100人未満で679.5人）、100～300人未満規模企業で928.5人（前年は925.5人）、300～500人未満で149.0人（前年は147.0人）、500～1,000人未満で125.5人（前年は101.0人）、1,000人以上で458.0人（前年は511.5人）と、1,000人以上規模を除く企業規模の区分で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、43.5～100人未満規模企業で2.85%（前年は45.5～100人未満で2.86%）、100～300人未満で2.50%（前年は2.50%）、300～500人未満で1.98%（前年は2.08%）、500～1,000人未満で2.05%（前年は1.95%）、1,000人以上で2.32%（前年は2.49%）となった。
なお、民間企業全体の実雇用率2.49%と比較すると、43.5～100人未満（前年は45.5～100人未満）及び100～300人未満規模企業が実雇用率を上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、43.5～100人未満規模企業で62.3%（前年は45.5～100人未満61.1%）、100～300人未満で60.5%（前年は63.1%）、300～500人未満で50.0%（前年は52.6%）、500～1,000人未満で44.4%（前年は37.5%）、1,000人以上で71.4%（前年は87.5%）となり、43.5～100人未満（前年は45.5人～100人未満）及び500～1,000人未満規模の区分で前年より増加した。

〔詳細表 1 (2)〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「運輸業、郵便業」、「不動産業、物品賃貸業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業」の業種が前年より増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「運輸業、郵便業」（2.46%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（4.79%）、「医療、福祉」（3.27%）、「サービス業」（4.32%）が法定雇用率を上回っている。

〔詳細表 1 (3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和3年の法定雇用率未達成企業は251社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が72.9%となっている。
- ・ 障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は142社であり、未達成企業に占める割合は、56.6%となっている。

〔詳細表1（5）〕

2 地方公共団体における在職状況

（1）和歌山県の機関（法定雇用率2.6%）

和歌山県の機関に在職している障害者の数は116.0人で、前年より3.6%（4.0人）増加しており、実雇用率は2.54%と前年に比べ0.13ポイント上昇した。

〔総括表2（1）、詳細表2（1）・4（1）〕

（2）市町村等の機関（法定雇用率2.6%）

市町村等の機関に在職している障害者の数は352.0人で、前年より7.5%（24.5人）増加しており、実雇用率は2.54%と前年に比べ0.14ポイント上昇した。

48機関中、34機関が達成。

〔総括表2（2）、詳細表2（2）・4（3）〕

（3）和歌山県教育委員会及び市町村の一定の教育委員会（法定雇用率2.5%）

2.5%の法定雇用率が適用される和歌山県教育委員会及び市町村の一定の教育委員会に在職している障害者の数は187.5人で、前年より7.8%（13.5人）増加しており、実雇用率は2.38%と前年に比べ0.16ポイント上昇した。

〔総括表2（3）、詳細表2（3）・4（2）〕

3 独立行政法人等における雇用状況

○ 国立大学法人等の機関（法定雇用率2.6%）

国立大学法人等の機関に在職している障害者の数は、47.0人で、前年より5.6%（2.5人）増加し、実雇用率は2.91%と前年に比べ0.12ポイント上昇した。

〔総括表3、詳細表3・4（4）〕

総 括 表

令和3年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	95,642.5 人	2,379.5 人	2.49 %	395 / 646	61.1 %
	(93,607.0 人)	[2,249 人] (2,364.5 人)	(2.53 %)	(380 / 617)	(61.6 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 和歌山県の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	4,575.5 人	116.0 人	2.54 %	1 / 3	33.3 %
	(4,654.5 人)	[92 人] (112.0 人)	(2.41 %)	(1 / 3)	(33.3 %)
和歌山県 知事部局	4,113.5 人	105.0 人	2.55 %	0 / 1	0.0 %
	(4,193.0 人)	[84 人] (101.0 人)	(2.41 %)	(0 / 1)	(0.0 %)
和歌山県 警察本部	417.0 人	11.0 人	2.64 %	1 / 1	100.0 %
	(414.5 人)	[8 人] (11.0 人)	(2.65 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
和歌山県 議会事務局	45.0 人	0.0 人	0.00 %	0 / 1	0.0 %
	(47.0 人)	[0 人] (0.0 人)	(0.00 %)	(0 / 1)	(0.0 %)

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村等の機関	13,856.5 人	352.0 人	2.54 %	34 / 48	70.8 %
	(13,632.0 人)	[288 人] (327.5 人)	(2.40 %)	(31 / 47)	(66.0 %)

※市町村等の機関で未達成があった機関のうち、2機関は令和3年11月末日までに達成済み。

(3) 和歌山県等の教育委員会(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	7,862.0 人	187.5 人	2.38 %	2 / 3	66.7 %
	(7,855.5 人)	[139 人] (174.0 人)	(2.22 %)	(2 / 3)	(66.7 %)
和歌山県 教育委員会	7,153.5 人	168.0 人	2.35 %	0 / 1	0.0 %
	(7,132.0 人)	[126 人] (152.5 人)	(2.14 %)	(0 / 1)	(0.0 %)
市町村 教育委員会	708.5 人	19.5 人	2.75 %	2 / 2	100.0 %
	(723.5 人)	[13 人] (21.5 人)	(2.97 %)	(2 / 2)	(100.0 %)

3 独立行政法人等における雇用状況

(4) 国立大学法人等の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	1,614.0 人 (1,595.5 人)	47.0 人 [37 人] (44.5 人)	2.91 % (2.79 %)	2 / 2 (2 / 2)	100.0 % (100.0 %)
国立大学法人等	1,614.0 人 (1,595.5 人)	47.0 人 [37 人] (44.5 人)	2.91 % (2.79 %)	2 / 2 (2 / 2)	100.0 % (100.0 %)

- 注 1 1の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
① 平成30年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 4 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、都道府県教育委員会及び一定の市町村教育委員会である。
- 5 ()内は、令和2年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …… 2. 3%〔2. 2%〕
(43.5人〔45.5人〕以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …… 2. 6%〔2. 5%〕
〔労働者数38.5人〔40.0人〕以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …… 2. 6%〔2. 5%〕
(38.5人〔40.0人〕以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …… 2. 5%〔2. 4%〕
(40.0人〔42.0人〕以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、令和3年2月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

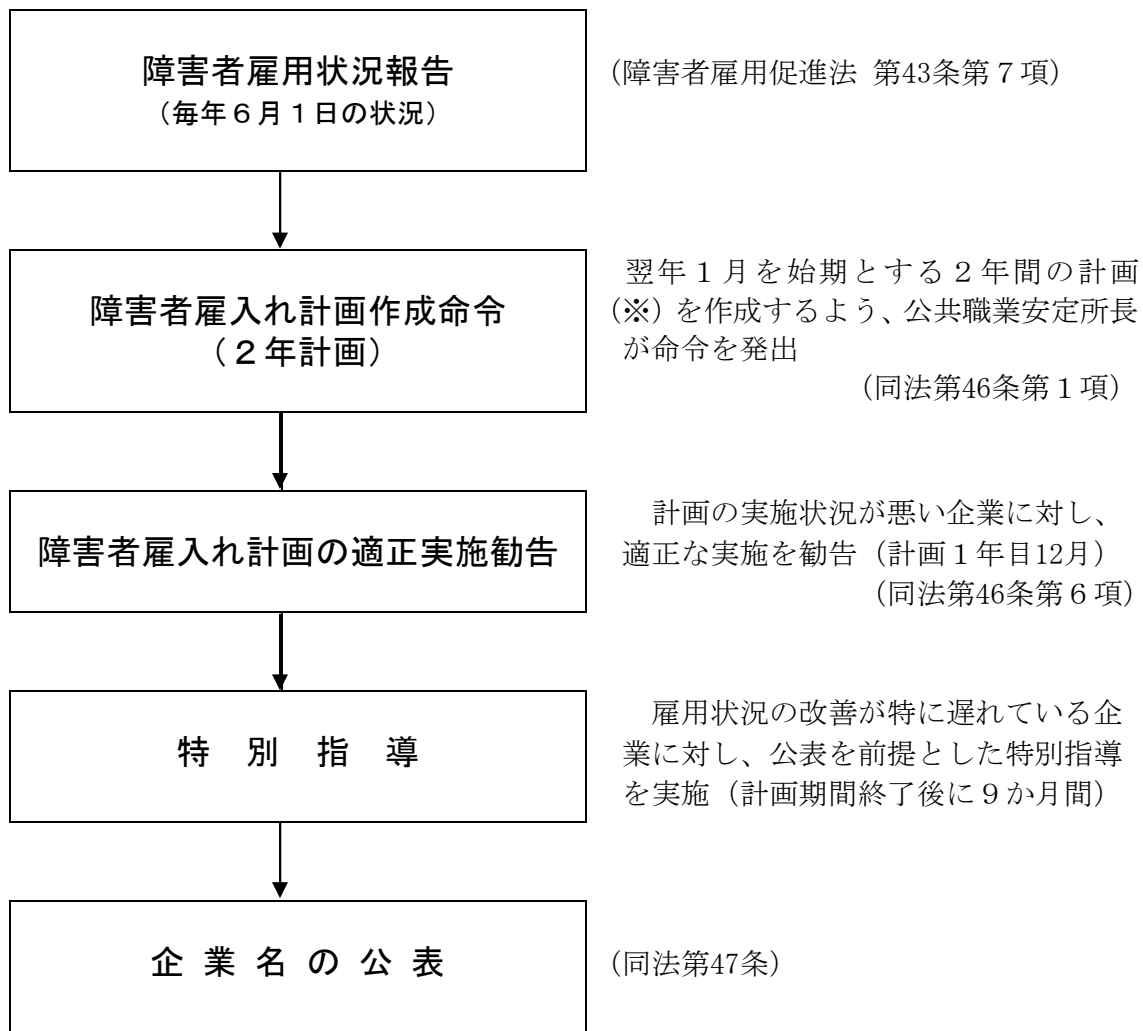
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

詳細表

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.3％）

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注2, 3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
民間企業	企業 646 (617)	人 95,642.5 (93,607.0)	人 374 (384)	人 123 (117)	人 1,265 (1,256)	人 487 (447)	人 2,379.5 (2,364.5)	人 175.0 (239.5)	% 2.49 (2.53)	企業 395 (380)	% 61.1 (61.6)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者(注2)	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者(注2)	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分	
民間企業	人 2,379.5 (2,364.5)	人 327 (341)	人 79 (74)	人 570 (566)	人 150 (148)	人 1,378.0 (1,396.0)	人 59.0 (96.0)	人 47 (43)	人 44 (43)	人 398 (419)	人 247 (223)	人 659.5 (659.5)	人 54.0 (70.5)	人 213 (192)	人 174 (155)	人 84 (79)	人 342.0 (309.0)	人 60.0 (73.0)	

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
① 平成30年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和2年6月2日から令和3年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和2年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb.d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
① 平成30年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は、令和2年6月2日から令和3年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和2年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 646 (617)	95,642.5 (93,607.0)	374 (384)	123 (117)	1,265 (1,256)	487 (447)	2,379.5 (2,364.5)	175.0 (239.5)	2.49 % (2.53)	企業 395 (380)	61.1 % (61.6)
43.5～ 100人未満	企業 387 (357)	25,176.0 (23,744.0)	108 (102)	37 (32)	399 (399)	133 (89)	718.5 (679.5)	64.5 (90.0)	2.85 % (2.86)	企業 241 (218)	62.3 % (61.1)
100～ 300人未満	223 (225)	37,089.0 (37,069.0)	162 (170)	36 (34)	483 (468)	171 (167)	928.5 (925.5)	70.5 (95.0)	2.50 % (2.50)	135 (142)	60.5 % (63.1)
300～ 500人未満	20 (19)	7,539.0 (7,064.0)	17 (20)	9 (5)	99 (94)	14 (16)	149.0 (147.0)	19.5 (18.0)	1.98 % (2.08)	10 (10)	50.0 % (52.6)
500～ 1000人未満	9 (8)	6,109.5 (5,174.5)	28 (21)	5 (5)	59 (49)	11 (10)	125.5 (101.0)	1.0 (2.5)	2.05 % (1.95)	4 (3)	44.4 % (37.5)
1,000人以上	7 (8)	19,729.0 (20,555.5)	59 (71)	36 (41)	225 (246)	158 (165)	458.0 (511.5)	19.5 (34.0)	2.32 % (2.49)	5 (7)	71.4 % (87.5)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

6

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
規模計	2,379.5 (2,364.5)	327 (341)	79 (74)	570 (566)	150 (148)	1,378.0 (1,396.0)	59.0 (96.0)	47 (43)	44 (43)	398 (419)	247 (223)	659.5 (659.5)	54.0 (70.5)	213 (192)	174 (155)	84 (79)	342.0 (309.0)	60.0 (73.0)
43.5～ 100人未満	718.5 (679.5)	88 (84)	19 (19)	170 (163)	42 (31)	386.0 (365.5)		20 (18)	18 (13)	126 (145)	58 (38)	213.0 (213.0)		60 (55)	76 (56)	43 (36)	119.5 (101.0)	
100～ 300人未満	928.5 (925.5)	142 (154)	23 (22)	243 (238)	54 (60)	577.0 (598.0)		20 (16)	13 (12)	122 (125)	86 (79)	218.0 (208.5)		86 (71)	63 (62)	32 (34)	133.5 (119.0)	
300～ 500人未満	149.0 (147.0)	17 (18)	8 (3)	36 (40)	5 (9)	80.5 (83.5)		0 (2)	1 (2)	37 (32)	8 (5)	42.0 (40.5)		21 (20)	6 (4)	5 (2)	26.5 (23.0)	
500～ 1000人未満	125.5 (101.0)	26 (21)	2 (1)	41 (35)	4 (2)	97.0 (79.0)		2 (0)	3 (4)	5 (4)	4 (5)	14.0 (10.5)		12 (10)	4 (3)	1 (0)	14.5 (11.5)	
1,000人以上	458.0 (511.5)	54 (64)	27 (29)	80 (90)	45 (46)	237.5 (270.0)		5 (7)	9 (12)	108 (113)	91 (96)	172.5 (187.0)		34 (36)	25 (30)	3 (7)	48.0 (54.5)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働 者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C.重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者(注4)	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短時 間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F.うち新規雇用 分			
産業計	企業 646 (617)	人 95,642.5 (93,607.0)	人 374 (384)	人 123 (117)	人 1,265 (1,256)	人 487 (447)	人 2,379.5 (2,364.5)	人 173.0 (239.5)	% 2.49 (2.53)	企業 395 (380)	% 61.1 (61.6)
農、林、漁業	企業 1 (1)	人 55.5 (55.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	% 0.00 (0.00)	企業 0 (0)	% 0.0 (0.0)
鉱業、採石業、 砂利採取業	2 (2)	173.0 (163.0)	0 (0)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	3.0 (1.0)	1.0 (0.0)	1.73 (0.61)	2 (0)	100.0 (0.0)
建設業	16 (15)	1,357.5 (1,278.5)	5 (5)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	24.0 (24.0)	0.0 (3.0)	1.77 (1.88)	8 (8)	50.0 (53.3)
製造業	188 (177)	24,261.0 (23,728.5)	94 (98)	21 (21)	296 (301)	46 (44)	528.0 (540.0)	26.0 (54.5)	2.18 (2.28)	116 (110)	61.7 (62.1)
電気・ガス・熱供 給・水道業	2 (2)	242.0 (244.5)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)	0.41 (0.41)	0 (0)	0.0 (0.0)
情報通信業	9 (9)	1,701.0 (1,572.0)	6 (8)	1 (0)	16 (15)	1 (3)	29.5 (32.5)	2.0 (3.5)	1.73 (2.07)	5 (6)	55.6 (66.7)
運輸業、郵便業	50 (52)	5,347.5 (5,438.5)	25 (25)	1 (4)	78 (68)	5 (8)	131.5 (126.0)	13.5 (12.5)	2.46 (2.32)	33 (32)	66.0 (61.5)
卸売業、小売業	82 (75)	21,424.0 (20,884.5)	48 (48)	39 (45)	211 (216)	156 (166)	424.0 (440.0)	22.5 (32.5)	1.98 (2.11)	36 (33)	43.9 (44.0)
金融業、保険業	6 (6)	4,144.0 (4,252.5)	20 (20)	3 (4)	43 (45)	1 (1)	86.5 (89.5)	6.0 (7.0)	2.09 (2.10)	2 (3)	33.3 (50.0)
不動産業、 物品賃貸業	7 (8)	1,131.5 (1,315.0)	1 (2)	0 (0)	14 (11)	4 (4)	18.0 (17.0)	1.0 (0.0)	1.59 (1.29)	1 (2)	14.3 (25.0)
学術研究、専 門・技術サービ ス業	3 (4)	271.5 (318.0)	1 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	2.0 (5.0)	0.0 (0.0)	0.74 (1.57)	0 (2)	0.0 (50.0)
宿泊業、飲食 サービス業	20 (20)	2,045.5 (1,887.0)	6 (6)	1 (1)	25 (26)	16 (12)	46.0 (45.0)	5.5 (5.5)	2.25 (2.38)	13 (15)	65.0 (75.0)
生活関連サー ビス業、娯楽業	15 (15)	1,961.5 (1,910.0)	12 (11)	1 (1)	67 (64)	4 (3)	94.0 (88.5)	6.0 (3.0)	4.79 (4.63)	11 (9)	73.3 (60.0)
教育、学習支援業	12 (10)	1,090.0 (890.0)	3 (2)	2 (0)	3 (2)	4 (0)	13.0 (6.0)	2.5 (2.0)	1.19 (0.67)	5 (3)	41.7 (30.0)
医療、福祉	187 (179)	22,414.5 (21,853.0)	111 (113)	30 (21)	375 (377)	212 (172)	733.0 (710.0)	61.0 (83.0)	3.27 (3.25)	128 (127)	68.4 (70.9)
複合サービス事業	12 (12)	4,270.0 (4,316.5)	19 (20)	2 (2)	40 (40)	8 (7)	84.0 (85.5)	4.0 (6.5)	1.97 (1.98)	6 (6)	50.0 (50.0)
サービス業	34 (30)	3,752.5 (3,500.5)	23 (25)	21 (15)	80 (75)	30 (27)	162.0 (153.5)	22.0 (26.5)	4.32 (4.39)	29 (24)	85.3 (80.0)

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
産業計	2,379.5 (2,364.5)	327 (341)	80 (74)	569 (566)	150 (148)	1,378.0 (1,396.0)	59.0 (96.0)	47 (43)	44 (43)	398 (419)	247 (223)	659.5 (659.5)	54.0 (70.5)	213 (192)	174 (155)	84 (79)	342.0 (309.0)	60.0 (73.0)
農、林、漁業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	3.0 (1.0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)		1 (0)	0 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	
建設業	24.0 (24.0)	5 (5)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	22.0 (22.0)		0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
製造業	528.0 (540.0)	84 (91)	14 (14)	153 (160)	20 (18)	345.0 (365.0)		10 (7)	7 (7)	80 (80)	16 (18)	115.0 (110.0)		54 (51)	19 (18)	9 (10)	68.0 (65.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	1.0 (1.0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
情報通信業	29.5 (32.5)	6 (8)	1 (0)	12 (12)	0 (1)	25.0 (28.5)		0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0.0 (1.5)		3 (2)	2 (1)	1 (0)	4.5 (2.5)	
運輸業、郵便業	131.5 (126.0)	25 (25)	1 (4)	62 (57)	2 (6)	114.0 (114.0)		0 (0)	0 (0)	4 (4)	2 (2)	5.0 (5.0)		8 (3)	5 (4)	4 (4)	12.5 (7.0)	
卸売業、小売業	424.0 (440.0)	36 (38)	25 (27)	70 (72)	51 (59)	192.5 (204.5)		12 (10)	14 (18)	108 (111)	85 (87)	188.5 (192.5)		27 (25)	26 (28)	6 (8)	43.0 (43.0)	
金融業、保険業	86.5 (89.5)	19 (20)	3 (4)	23 (25)	1 (1)	64.5 (69.5)		1 (0)	0 (0)	8 (7)	0 (0)	10.0 (7.0)		12 (11)	0 (2)	0 (2)	12.0 (13.0)	
不動産業、物品賃貸業	18.0 (17.0)	1 (2)	0 (0)	10 (8)	2 (2)	13.0 (13.0)		0 (0)	0 (0)	3 (3)	2 (1)	4.0 (3.5)		1 (0)	0 (1)	0 (0)	1.0 (0.5)	
学術研究、専門・技術サービス業	2.0 (5.0)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0.0 (3.0)		1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2.0 (2.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
宿泊業、飲食サービス業	46.0 (45.0)	4 (4)	1 (1)	11 (11)	8 (6)	24.0 (23.0)		2 (2)	0 (0)	11 (11)	3 (2)	16.5 (16.0)		3 (2)	5 (6)	0 (2)	5.5 (6.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	94.0 (88.5)	4 (2)	1 (1)	5 (4)	1 (0)	14.5 (9.0)		8 (9)	0 (0)	53 (55)	3 (3)	70.5 (74.5)		9 (5)	0 (0)	0 (0)	9.0 (5.0)	
教育・学習支援業	13.0 (6.0)	3 (2)	1 (0)	3 (2)	4 (0)	12.0 (6.0)		0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
医療、福祉	733.0 (710.0)	106 (108)	17 (13)	140 (137)	40 (38)	389.0 (385.0)		5 (5)	13 (8)	105 (121)	126 (99)	191.0 (188.5)		75 (75)	101 (79)	55 (44)	153.0 (136.5)	
複合サービス事業	84.0 (85.5)	16 (16)	2 (1)	24 (27)	3 (2)	59.5 (61.0)		3 (4)	0 (1)	10 (9)	5 (4)	18.5 (20.0)		5 (4)	1 (1)	1 (0)	6.0 (4.5)	
サービス業	162.0 (153.5)	18 (20)	12 (6)	44 (38)	18 (15)	101.0 (91.5)		5 (5)	9 (9)	13 (14)	5 (6)	34.5 (36.0)		15 (14)	15 (15)	8 (9)	26.5 (26.0)	

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和 52 年	687		1.74		70.5	
53	652	△ 35	1.69	△ 0.05	67.0	△ 3.5
54	675	23	1.72	0.03	66.8	△ 0.2
55	635	△ 40	1.69	△ 0.03	66.2	△ 0.6
56	716	81	1.82	0.13	65.0	△ 1.2
57	735	19	1.86	0.04	67.4	2.4
58	694	△ 41	1.79	△ 0.07	69.5	2.1
59	704	10	1.83	0.04	68.0	△ 1.5
60	725	21	1.89	0.06	68.5	0.5
61	735	10	1.85	△ 0.04	65.5	△ 3.0
62	732	△ 3	1.84	△ 0.01	64.5	△ 1.0
63	769	37	1.88	0.04	65.0	0.5
平成 元 年	792	23	1.89	0.01	67.7	2.7
2	806	14	1.90	0.01	65.0	△ 2.7
3	860	54	1.90	0.00	65.2	0.2
4	894	34	1.91	0.01	64.4	△ 0.8
5	942	48	1.93	0.02	64.2	△ 0.2
6	924	△ 18	1.93	0.00	63.7	△ 0.5
7	900	△ 24	1.90	△ 0.03	62.6	△ 1.1
8	948	48	1.95	0.05	61.9	△ 0.7
9	963	15	1.96	0.01	62.5	0.6
10	981	18	2.02	0.06	62.8	0.3
11	969	△ 12	1.95	△ 0.07	55.8	△ 7.0
12	978	9	1.96	0.01	52.2	△ 3.6
13	942	△ 36	1.93	△ 0.03	51.4	△ 0.8
14	965	23	1.96	0.03	51.8	0.4
15	993	28	1.95	△ 0.01	52.5	0.7
16	1,078	85	1.94	△ 0.01	53.7	1.2
17	1,135	57	2.01	0.07	51.7	△ 2.0
18	1,159.0	24.0	2.01	0.00	53.3	1.6
19	1,147.5	△ 11.5	1.99	△ 0.02	53.8	0.5
20	1,221.5	74.0	1.98	△ 0.01	53.5	△ 0.3
21	1,267.5	46.0	2.02	0.04	59.6	6.1
22	1,251.5	△ 16.0	1.92	△ 0.10	62.4	2.8
23	1,386.5	135.0	1.82	△ 0.10	58.9	△ 3.5
24	1,525.5	139.0	1.89	0.07	60.6	1.7
25	1,734.5	209.0	2.03	0.14	57.2	△ 3.4
26	1,752.5	18.0	2.06	0.03	57.0	△ 0.2
27	1,822.5	70.0	2.16	0.10	61.7	4.7
28	2,066.5	244.0	2.41	0.25	64.7	3.0
29	1,978.5	△ 88.0	2.25	△ 0.16	62.1	△ 2.6
30	2,172.0	193.5	2.36	0.11	58.7	△ 3.4
令和 元 年	2,295.5	123.5	2.46	0.10	62.1	3.4
2	2,364.5	69.0	2.53	0.07	61.6	△ 0.5
3	2,379.5	15.0	2.49	△ 0.04	61.1	△ 0.5

注

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である
短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）（※）

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、
1人分とカウントしている。

①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②通報年の3年前の年に属する6月2日以前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を
取得した者であること

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数								③障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	251 (100.0%)	183 (72.9%)	38 (15.1%)	17 (6.8%)	10 (4.0%)	2 (0.8%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	142 (56.6%)
43.5-100人未満	146 (100.0%)	138 (94.5%)	8 (5.5%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	136 (93.2%)
100-300人未満	88 (100.0%)	42 (47.7%)	29 (33.0%)	13 (14.8%)	4 (4.5%)	0 (0.0%)	— —	— —	— —	6 (6.8%)
300-500人未満	10 (100.0%)	1 (10.0%)	1 (10.0%)	2 (20.0%)	5 (50.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)	— —	— —	0 (0.0%)
500-1000人未満	5 (100.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	— —	— —	0 (0.0%)
1,000人以上	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.20	0.05	47.0	△1.6	50,306	106,924
北海道	2.37	0.02	50.1	△0.8	1,950	3,889
青森	2.36	0.06	53.6	△0.5	559	1,042
岩手	2.37	0.09	58.8	1.8	627	1,066
宮城	2.21	0.04	50.7	△0.7	808	1,593
秋田	2.21	△0.04	59.7	△4.1	494	827
山形	2.11	0.00	50.5	△3.1	496	982
福島	2.14	△0.02	53.0	△2.7	798	1,507
茨城	2.17	△0.02	49.3	△2.8	839	1,701
栃木	2.26	0.08	54.4	△3.0	743	1,366
群馬	2.19	0.03	55.1	△1.5	922	1,672
埼玉	2.32	0.02	47.8	△1.7	1,743	3,647
千葉	2.15	0.03	49.0	△2.9	1,375	2,804
東京	2.09	0.05	30.9	△1.6	6,977	22,585
神奈川	2.16	0.03	44.6	△2.8	2,234	5,010
新潟	2.20	0.03	56.6	△2.4	1,152	2,036
富山	2.18	0.05	54.1	△2.8	592	1,095
石川	2.45	0.10	53.4	△3.0	613	1,147
福井	2.53	0.09	57.6	△1.3	441	765
山梨	2.16	0.11	57.3	1.1	377	658
長野	2.29	0.04	56.8	△2.0	1,010	1,778
岐阜	2.25	0.08	54.8	0.3	919	1,677
静岡	2.28	0.09	51.9	△0.4	1,636	3,152
愛知	2.14	0.06	46.5	△0.7	3,116	6,695
三重	2.36	0.08	56.9	△2.1	723	1,271
滋賀	2.33	0.04	54.0	△2.2	501	927
京都	2.28	0.04	50.9	△2.2	1,005	1,974
大阪	2.21	0.09	43.0	△0.8	3,711	8,633
兵庫	2.25	0.04	49.5	△1.4	1,784	3,603
奈良	2.88	0.05	61.5	△1.0	433	704
和歌山	2.49	△0.04	61.1	△0.5	395	646
鳥取	2.43	0.06	60.1	△2.9	292	486
島根	2.67	0.08	68.0	0.0	420	618
岡山	2.54	0.10	51.1	△2.5	798	1,563
広島	2.30	0.05	48.0	△1.0	1,170	2,437
山口	2.60	△0.01	56.3	△2.3	549	976
徳島	2.26	0.04	60.2	△2.5	325	540
香川	2.14	0.06	54.6	△1.1	481	881
愛媛	2.29	0.00	48.9	△3.9	534	1,091
高知	2.55	0.15	61.2	△1.5	338	552
福岡	2.21	0.03	49.9	△2.9	2,056	4,118
佐賀	2.70	0.05	65.0	△3.9	414	637
長崎	2.64	0.03	59.9	△2.8	627	1,046
熊本	2.41	0.06	56.5	△2.4	749	1,325
大分	2.59	0.04	61.2	0.4	551	900
宮崎	2.47	△0.05	61.9	△1.7	553	893
鹿児島	2.54	0.10	61.6	△0.4	816	1,325
沖縄	2.86	0.12	60.9	△1.3	660	1,084

詳細表

2 地方公共団体の機関における在職状況

(1) 和歌山県の機関（法定雇用率2.6%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用率達 成機関の割合
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者(注4)	D. 重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間勤務職員 (注5)	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇 用分			
計	機関 3 (3)	4,575.5 (4,654.5)	25人 (29)	4人 (4)	61人 (49)	2人 (2)	116.0人 (112.0)	19.0人 (18.0)	2.54% (2.41)	機関 1 (1)	33.3% (33.3)
和歌山県 知事部局	機関 1 (1)	4,113.5 (4,193.0)	22人 (26)	3人 (3)	57人 (45)	2人 (2)	105.0人 (101.0)	17.0人 (18.0)	2.55% (2.41)	機関 0 (0)	0.0% (0.0)
和歌山県 警察本部	1 (1)	417.0 (414.5)	3 (3)	1 (1)	4 (4)	0 (0)	11.0 (11.0)	2.0 (0.0)	2.64% (2.65)	1 (1)	100.0% (100.0)
和歌山県議会 事務局	1 (1)	45.0 (47.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00% (0.00)	0 (0)	0.0% (0.0)

〔2(1)①表の注〕

- 注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントし、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ① 平成30年6月2日以降に採用された者であること。
- ② 平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和2年6月2日から令和3年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和2年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち、 (注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)× 0.5+e	g. うち新規雇用分	
計	116.0 (112.0)	25 (29)	4 (4)	24 (24)	2 (2)	79.0 (87.0)	7.0 (11.0)	0 (0)	0 (0)	23 (18)	0 (0)	23.0 (18.0)	5.0 (5.0)	14 (7)	0 (0)	0 (0)	14.0 (7.0)	7.0 (2.0)
和歌山県知事部局	105.0 (101.0)	22 (26)	3 (3)	21 (21)	2 (2)	69.0 (77.0)	5.0 (11.0)	0 (0)	0 (0)	23 (18)	0 (0)	23.0 (18.0)	5.0 (5.0)	13 (6)	0 (0)	0 (0)	13.0 (6.0)	7.0 (2.0)
和歌山県警察本部	11.0 (11.0)	3 (3)	1 (1)	3 (3)	0 (0)	10.0 (10.0)	2.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)
和歌山県議会事務局	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)

〔2(1)②表の注〕

- 注 1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 3 ②③d欄の重度以外の障害者及び知的障害者並びに④d欄の精神障害者(e欄(注5参照)に該当する者を除く。)である。短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するの当た0.5カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ④e欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。
- ① 平成30年6月2日以降に採用された者であること。
- ② 平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は、令和2年6月2日から令和3年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和2年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村等の機関（法定雇用率2.6%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者(注4)	D.重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間勤務職員 (注5)	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
市町村等の機関	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	48	13,856.5	73	11	186	18	352.0	36.0	2.54	34	70.8
	(47)	(13,632.0)	(69)	(9)	(170)	(21)	(327.5)	(60.0)	(2.40)	(31)	(66.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体 障害者	b. 重度身 体障害者で ある短時間勤 務職員	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以外 の身体障害者 である短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用 分	a.重度知的 障害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外 の知的障害 者	d. 重度以外 の知的障害者 である短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規雇 用分	c.精神障害者	d. 精神障害 者である短時 間勤務職員	e. dのうち、 (注5)に該当 する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇 用分
市町村等の機関	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	352.0	71	9	109	4	262.0	18.0	2	2	21	12	33.0	8.0	52	6	4	57.0	10.0
	(327.5)	(67)	(7)	(103)	(9)	(248.5)	(37.0)	(2)	(2)	(18)	(8)	(28.0)	(6.0)	(46)	(7)	(3)	(51.0)	(17.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 和歌山県等の教育委員会（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び重 度の知的障 害者である 短時間勤務 職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者(注 4)	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者並び に精神障害 者である短 時間勤務職 員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇 用分			
計	機関 3 (3)	人 7,862.0 (7,855.5)	人 49 (50)	人 3 (1)	人 86 (72)	人 1 (2)	人 187.5 (174.0)	人 44.0 (53.0)	% 2.38 (2.22)	機関 2 (2)	% 66.7 (66.7)
和歌山県 教育委員会	機関 1 (1)	人 7,153.5 (7,132.0)	人 42 (42)	人 2 (1)	人 82 (67)	人 0 (1)	人 168.0 (152.5)	人 44.0 (45.5)	% 2.35 (2.14)	機関 0 (0)	% 0.0 (0.0)
市町村 教育委員会	2 (2)	708.5 (723.5)	7 (8)	1 (0)	4 (5)	1 (1)	19.5 (21.5)	0.0 (7.5)	2.75 (2.97)	2 (2)	100.0 (100.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身体 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外 の身体障害者	d. 重度以外 の身体障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇 用分	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外 の知的障害者	d. 重度以外 の知的障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇 用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員	e. dのうち、 (注5)に該当 する職員	f. 計 c+(d-e)× 0.5+e	g. うち新規雇 用分
計	人 187.5 (174.0)	人 49 (50)	人 2 (1)	人 47 (45)	人 1 (2)	人 147.5 (147.0)	人 19.0 (32.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 8 (7)	人 0 (0)	人 8.0 (7.0)	人 7.0 (6.0)	人 32 (20)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 32.0 (20.0)	人 18.0 (15.0)
和歌山県 教育委員会	人 168.0 (152.5)	人 42 (42)	人 2 (1)	人 43 (40)	人 0 (1)	人 129.0 (125.5)	人 19.0 (24.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 8 (7)	人 0 (0)	人 8.0 (7.0)	人 7.0 (6.0)	人 31 (20)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 31.0 (20.0)	人 18.0 (15.0)
市町村 教育委員会	人 19.5 (21.5)	人 7 (8)	人 0 (0)	人 4 (5)	人 1 (1)	人 18.5 (21.5)	人 0.0 (7.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)

注 2(1)②の表と同じ

詳細表

3 国立大学法人等における雇用状況（法定雇用率2.6％）

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害 者数の算定の基 礎となる労働者 数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成法人の 数	⑥ 法定雇用率 達成法人の 割合
			A.重度身 体障害者及 び重度知的 障害者	B.重度身 体障害者及 び重度知的 障害者であ る短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者	D.重度以外 の身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時 間労働者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用 分			
計	法人 2	人 1,614.0	人 12	人 1	人 20	人 4	人 47.0	人 5.5	% 2.91	法人 2	% 100.0
	(2)	(1,595.5)	(11)	(1)	(20)	(3)	(44.5)	(17.0)	(2.79)	(2)	(100.0)
国立大学 法人等	2	1,614.0	12	1	20	4	47.0	5.5	2.91	2	100.0
	(2)	(1,595.5)	(11)	(1)	(20)	(3)	(44.5)	(17.0)	(2.79)	(2)	(100.0)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身 体障害者	b. 重度身 体障害者 である短時 間労働者	c. 重度以 外の身体 障害者	d. 重度以 外の身体 障害者で ある短時間 労働者	e. 計 a×2+b+ c+d×0.5	f. うち新規 雇用分	a.重度知的 障害者	b. 重度知 的障害者 である短時 間労働者	c. 重度以 外の知的 障害者	d. 重度以 外の知的 障害者で ある短時間 労働者	e. 計 a×2+b+ c+d×0.5	f. うち新規 雇用分	c.精神障害 者	d. 精神障 害者である 短時間労働 者	e. dのうち、 (注5) に該当する 職員	f. 計 c+(d-e)× 0.5+e	g. うち新規 雇用分
計	人 47.0	人 12	人 1	人 6	人 2	人 32.0	人 5.0	人 0	人 0	人 4	人 1	人 4.5	人 0.5	人 10	人 1	人 0	人 10.5	人 0.0
	(44.5)	(11)	(1)	(6)	(2)	(30.0)	(11.0)	(0)	(0)	(4)	(0)	(4.0)	(1.0)	(10)	(1)	(0)	(10.5)	(5.0)
国立大学 法人等	47.0	12	1	6	2	32.0	5.0	0	0	4	1	4.5	0.5	10	1	0	10.5	0.0
	(44.5)	(11)	(1)	(6)	(2)	(30.0)	(11.0)	(0)	(0)	(4)	(0)	(4.0)	(1.0)	(10)	(1)	(0)	(10.5)	(5.0)

〔3②表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④e欄（注5参照）に該当しない精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 e欄の職員とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
- ① 平成30年6月2日以降に採用された者であること。
- ② 平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和2年6月2日から令和3年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 () 内は令和2年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

〔3①表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントされる。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ① 平成30年6月2日以降に採用された者であること。
- ② 平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和2年6月2日から令和3年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 () 内は令和2年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、令和3年6月1日現在の数値である。

4 公的機関の状況

(1) 和歌山県知事部局の状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	4,575.5	116.0	2.54	2.0	
和歌山県知事部局	4,113.5	105.0	2.55	1.0	
和歌山県警察本部	417.0	11.0	2.64	0.0	
和歌山県議会事務局	45.0	0	0	1.0	

(2) 和歌山県等教育委員会の状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	7,862.0	187.5	2.38	10.0	
和歌山県教育委員会	7,153.5	168.0	2.35	10.0	
和歌山市教育委員会	535.0	13.5	2.52	0.0	
海南市教育委員会	173.5	6.0	3.46	0.0	

(3) 和歌山県内市町村等の状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	13,856.5	352.0	2.54	19.0	
和歌山市	2,438.5	66.5	2.73	0.0	
海南市	740.0	23.0	3.11	0.0	
橋本市	873.0	22.0	2.52	0.0	
有田市	454.0	11.0	2.42	0.0	
御坊市	278.0	7.0	2.52	0.0	特例認定あり 注4
田辺市	946.0	30.5	3.22	0.0	
新宮市	579.5	15.0	2.59	0.0	
紀の川市	469.0	12.0	2.56	0.0	
岩出市	366.0	8.0	2.19	1.0	
紀美野町	210.0	5.5	2.62	0.0	
かつらぎ町	255.5	6.0	2.35	0.0	特例認定あり 注4
九度山町	118.0	2.0	1.69	1.0	注5
高野町	132.0	3.0	2.27	0.0	
湯浅町	212.5	7.0	3.29	0.0	
広川町	107.5	3.5	3.26	0.0	
有田川町	436.0	10.0	2.29	1.0	
美浜町	70.0	1.0	1.43	0.0	
日高町	69.5	1.0	1.44	0.0	
日高川町	192.5	3.5	1.82	1.5	
由良町	70.0	2.0	2.86	0.0	
みなべ町	178.0	4.0	2.25	0.0	
印南町	84.0	2.0	2.38	0.0	
白浜町	234.0	3.0	1.28	3.0	
上富田町	229.0	4.0	1.75	1.0	
すさみ町	138.5	2.0	1.44	1.0	
串本町	397.5	12.0	3.02	0.0	
那智勝浦町	384.5	7.0	1.82	2.0	
太地町	149.0	3.0	2.01	0.0	
古座川町	86.5	1.0	1.16	1.0	
和歌山市企業局	261.0	7.0	2.68	0.0	
田辺市水道事業	50.0	2.0	4.00	0.0	
国民健康保険野上厚生病院	155.0	7.0	4.52	0.0	
公立那賀病院経営事務組合	250.5	4.5	1.80	1.5	

伊都郡町村及び橋本市 老人福祉施設事務組合	66.5	1.0	1.50	0.0	
御坊市外五ヶ町病院経営 事務組合	388.5	10.5	2.70	0.0	
御坊日高老人福祉施設 事務組合	246.0	10.0	4.07	0.0	
公立紀南病院組合	410.0	11.0	2.68	0.0	
東牟婁郡町村新宮市 老人福祉施設事務組合	79.5	1.0	1.26	1.0	注5
御坊広域行政事務組合	51.5	2.0	3.88	0.0	
海南海草老人福祉施設 事務組合	59.5	1.0	1.68	0.0	
紀南地方老人福祉施設 事務組合	98.0	3.0	3.06	0.0	
田辺市教育委員会	261.0	5.0	1.92	1.0	
橋本市教育委員会	133.5	3.0	2.25	0.0	
新宮市教育委員会	146.5	3.5	2.39	0.0	
有田市教育委員会	86.5	2.0	2.31	0.0	
岩出市教育委員会	91.5	0.0	0.00	2.0	
広川町教育委員会	48.5	1.0	2.06	0.0	
那智勝浦町教育委員会	74.5	0.0	0.00	1.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成30年6月2日以降に採用された者または平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 注5の九度山町は11月1日時点、東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合は9月1日時点で不足数0.0となっている。

(4)国立大学法人等の状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	1,614.0	47.0	2.91	0.0	
国立大学法人 和歌山大学	375.0	12.0	3.20	0.0	
公立大学法人 和歌山県立医科大学	1,239.0	35.0	2.82	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間労働者である精神障害者であって、平成30年6月2日以降に採用された者又は平成30年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。